

第13回地域自治協議会理事会（4月21日）議案

議題	(約2時間想定)
1. 会議記録等の確認	10分
2. 平成25年度協議会総会議案書	40分
3. 新理事初顔合わせ（役員選出と部会、委員会の役割分担）	40分
4. 自治会・団体間の連絡と相談	20分
5. 連絡事項	10分

メモ欄：

内容

1. 会議記録の確認

(1) 第12回理事会会議記録

2. 平成25年度協議会総会議案書

別紙の平成25年度協議会総会議案書と決算書および予算書を参照ください。

当日の役割分担と予定時間

開会挨拶	会長	<5分>
議長の選任	会長	
議事録署名人の選任	会長	<5分>
議案	議長	
第1号議案 規約改正（理事および代議員の選出団体の追加等）の件		
内容説明	副会長	<5分>
第2号議案 2012年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告承認の件		
理事会全体活動報告	副会長	<5分>
各部会活動報告,各委員会活動報告	各部部长、各委員長	<5分 x 8=40分>
収支決算報告	会計	<10分>
監査報告	監事	
第3号議案 2013年度事業計画及び収支予算案承認の件		
事業計画	会長	<5分>
各部会活動報告,各委員会活動報告	各部部长、各委員長	<3分 x 8=30分>
収支予算報告	会計	<10分>
第4号議案 2013年度協議会役員改選の件		<5分>
※新役員、新理事の挨拶		
閉会挨拶	副会長	<5分>

※部会と委員会と報告者

広報部会	上田部部长
防災部会	大路部部长
地域づくり部会	芦江部部长
新千里東町会館運営委員会	委員長
コミュニティルーム運営委員会	和田委員長
夏祭り実行委員会	委員長
新春交歓会実行委員会	委員長
東丘小学校芝生化実行委員会	寺村委員長

3. 新理事初顔合わせ（役員選出と部会、委員会の役割分担）

(1) 次年度協議会運営のために、

協議会役員

部部长、委員長

の役割分担が必要です。

(2) 役員については、次の役職の候補者を決め、総会での承認が必要です。

会長 1名
副会長 若干名
会計 若干名
監事 2名以上

(3) 次の部会および委員会について、その運営のために、新理事にて担当を分担が必要です。分担した中で、正副部長および正副委員長の決定をしたいと思います。

(4) 新理事初顔合わせの内容

①自己紹介

※ネームシール準備

②協議会の主旨、東町ビジョン、協議会組織と理事の役割の説明

※資料は、総会議案書、協議会規約、

ひがしおか 2012 年 4 月 1 日発行地域自治特集号、東町案内など

③役員候補の決定

※1 自治会系理事を戸数や住宅の場所を考慮し、4ブロックに分かれ、各ブロック内で役員候補 1 名を決めていただく。

ブロック A：メゾン千里、シティハウス、ガーデンヒルズ

ブロック B：アーバンライフ、OPH、桜ヶ丘

ブロック C：ジオメゾン、UR都市機構、東町商店会

ブロック D：ローレルコート、グランドメゾン、東町3の3

※2 課題別団体、世代別団体系理事より、役員候補 2 名を決めていただく。

※3 役員候補 6 名にて、前述の役員を決めていただく。

④部会、委員長の決定

対象の部会、委員会は次の通り

広報部会、地域づくり部会、防災部会、夏祭り実行委員会

新春交歓会実行委員会

※1 役員候補以外の新理事にて、いずれかの部会、委員会の担当を決めていただく。

※2 決めたい部会、委員会の担当理事内で、部会長、委員長候補を決めていただき、各部会、委員会にて最終決定する。

※3 各部会および委員会の担当理事は、前年度の理事と新理事間で 5 月理事会までに引継ぎを実施する。

4. 自治会・団体間の連絡と相談

「自治会・団体間の連絡と相談」について、各理事より、順次報告をお願いします。

なお、報告に際しては前の理事会にてお願いしましたが、次の 2 点に配慮願います。

- ・報告や相談のある団体は、事前に所定の報告様式に記入の上ご提出下さい（メール or Fax）。
- ・記載内容は、①地域内に連絡すべき事項、②地域諸団体に相談したい事項 です。
- ・なお、理事会全体を 2 時間で運営するため、簡潔な説明にご協力願います。

5. 連絡事項

(1) 今後の会議日程

5月19日(日) 13:00～16:30 協議会総会と第1回理事会

(2) 次年度の協議会運営

①協議会の設立趣旨と東町ビジョン、そして協議会組織と理事の役割について、次年度理事の初顔合わせの場を通じて理解を深めていただきスタートする。

②協議会組織での役割を全理事が担い協力して協議会を運営する。
役割分担としては、次の通りとします。

- ・役員担当 (役割：理事会の運営)
- ・部会、委員会担当 (役割：部会と委員会の運営)

※協議会規約より、部会及び委員会については次の通りです。

第33条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会および委員会を理事会の承認の上、設置することができる。委員会については、理事会にて担当理事を決めるものとする。

③事務局は人数も限定されるため理事会の運営中心となります。部会にて事務局が必要な場合は、部会として要員を確保する。

④部会、委員会の理事以外のメンバーは、各担当理事が中心となり全理事が協力し必要人数を確保し組織化する。

※協議会規約より、部会及び委員会の構成については次の通りです。

第34条 部会及び委員会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ部会長及び委員長1名を選出し、必要あれば、部会及び委員会の運営に必要な役職を選出することができる。

以上

役員および部会、委員会

《第 2 期 2013 年度新役員候補（敬称略）》

役職名	氏名	所属団体名
会長		
副会長		
副会長		
会計		
会計		
監事		
監事		

《第 2 期 2013 年度部会、委員会（敬称略）》

役職名	担当理事の氏名（複数人記載可）	部会長、委員長の氏名
広報部会		
地域づくり部会		
防災部会		
夏祭り実行委員会		
新春交歓会		